

# 富士宮市重層的支援体制整備事業実施計画

～共に生き共に支え合うまちづくりに向けて～

(計画期間 令和6年度～令和7年度)

(1) 包括的相談支援事業	P 3
(2) 参加支援事業	P 1 3
(3) 地域づくりに向けた支援事業	P 1 5
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	P 1 6
(5) 多機関協働事業・支援プランの作成	P 1 8
【重層的支援会議の実施方法】	P 1 9

令和6年3月

静岡県富士宮市

# 富士宮市重層的支援体制整備事業実施計画

## 1 はじめに

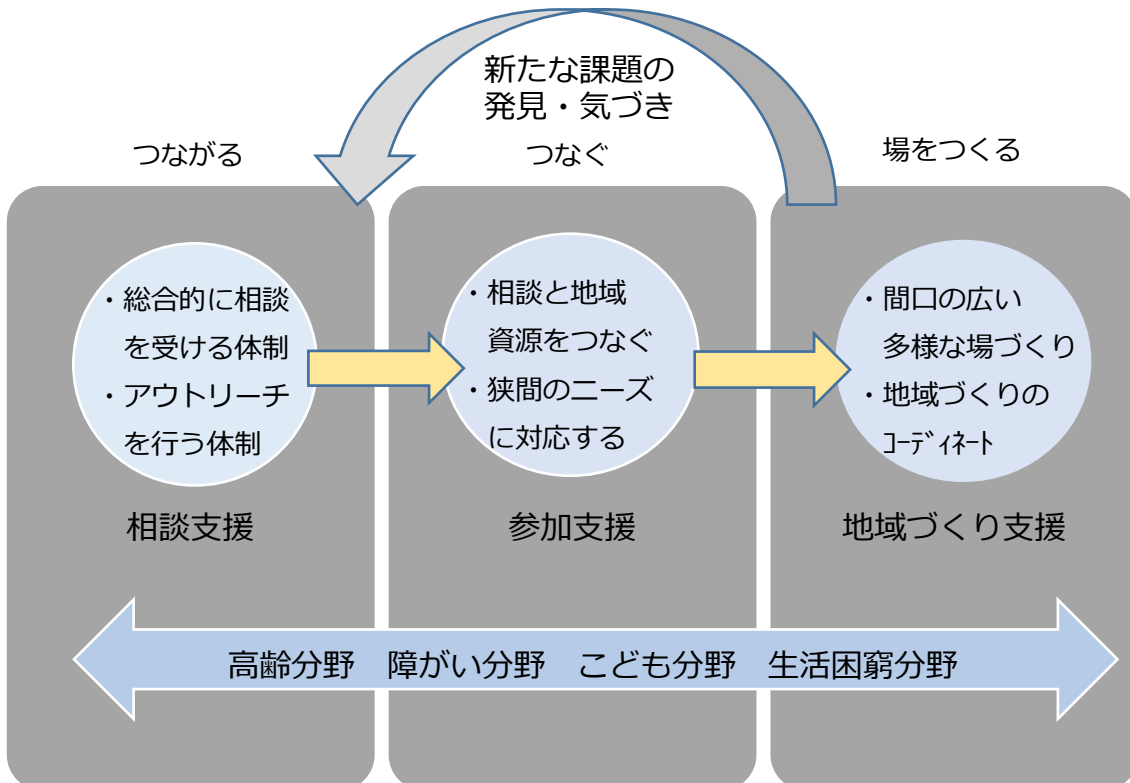
少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が増加し、また、地域における人間関係が希薄化する中で、困りごとを抱え続ける生活困窮者等が散見されるなど、その内容は従来の各福祉分野（高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮等）の狭間となるような、複合的で複雑化したものとなっており、市民が安心して生活をしていくためには、住民一人ひとりが抱える課題に対応する「地域力」の向上が必要となっています。

そのような背景から、富士宮市では、関連分野の計画との整合性を図り、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、関係機関と共通認識を図り一つのチームとして取り組み、市民一人ひとりに役割がある、社会参加の機会がたくさんあるまちづくりを目指していきます。

## 2 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法（第106条の4第2項）に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援）及びこれらの支援を効果的に実施するために④アウトリーチ等を通じた継続支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化することで、誰ひとり取り残さない支援体制を構築していきます。

※富士宮市が考える重層的な支援体制イメージ図

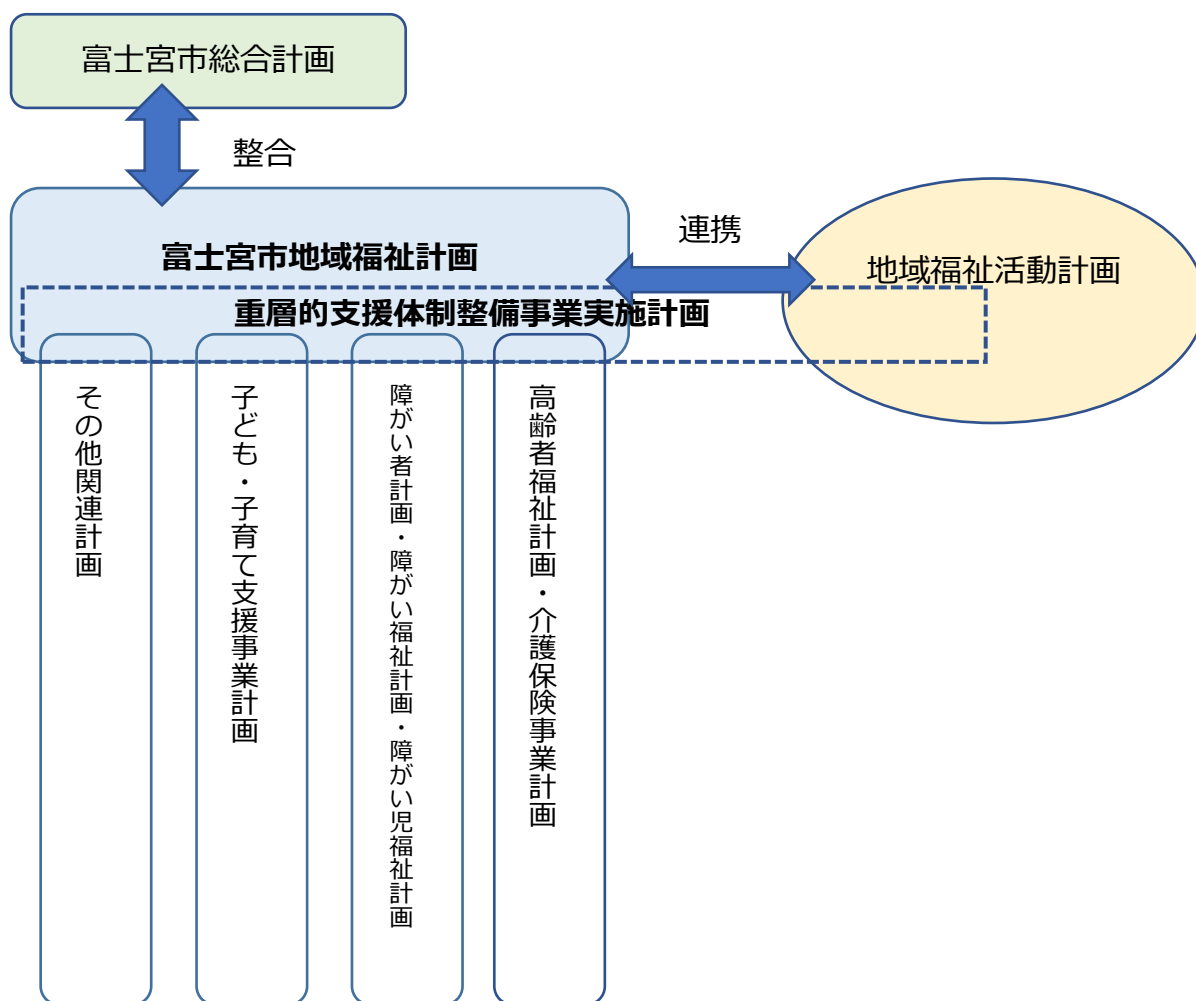


### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画の上位計画である「第4期富士宮市地域福祉計画」においても、重層的支援体制整備事業に取り組むことを明記しており、事業を推進することで地域共生社会の実現に取り組めます。

併せて、総合計画や各分野別の計画及び富士宮市社会福祉協議会が策定した富士宮市地域福祉活動計画とも整合・連携するとともに、各分野を横断かつ包括する計画とします。



### 4 計画の期間

本実施計画の期間は、富士宮市地域福祉計画\*1との整合性を図った期間とします。

また、PDCAサイクルの管理に従って、毎年度、富士宮市重層的支援体制推進会議や関連機関等との間で施策や目標に関わる取組状況、実績評価を踏まえた見直し検討等を進め、計画内容を充実したものとしていきます。

\*1 富士宮市地域福祉計画（現行第4期計画期間 令和4年度～令和7年度）

## 5 事業の実施体制及び実施内容

### (1) 包括的相談支援事業（第1号事業）

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。既存の各分野における相談支援を重層的支援体制整備事業として一体的に実施し、利用可能なサービス等に関する情報の提供及び助言、支援関係機関等との連絡調整を行います。

#### 【現状】

- 富士宮市は平成18年度に福祉に関する総合相談窓口を設置し、平成20年度には福祉総合相談課として再編し包括的相談支援を目指してきました。当初、福祉総合相談事業は、主訴が不明確な人の相談、または多重な問題を抱えている家族等の初期相談への対応をしていましたが、福祉に関するあらゆる相談が集まってきたため多くの相談への対応が追い付かない状況になりました。
- 福祉総合相談課を設置してから10年以上が経ち、少子・高齢化や社会情勢、生活習慣の変化に伴う地域における人間関係の希薄化によって、今までは表面化してこなかった8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、ごみ屋敷など複合化・複雑化した問題を生み、制度の狭間となるような対応の難しい課題を内包した地域社会になってきています。

#### 【施策・目標】

- ① 福祉総合相談課の役割、機能、人員体制について整理します。
- ② 多機関協働の仕組みを構築することにより、相談から支援まで各部署との連携方法を構築します。
- ③ 地域福祉活動計画と連動させ、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び見守り安心事業協力事業所の見守り、課題状況から確実に公的な相談機関へつながるよう連携体制を構築します。

〈重層的支援体制整備事業として一体的に実施する各福祉分野における相談窓口〉

福祉分野	事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
高齢者	包括的支援事業 (介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号)	直営 委託	富士宮市 高齢介護支援課 富士宮市地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託	(福)富士宮市社会福祉協議会 障がい者福祉センター小泉
こども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営	富士宮市立児童館 富士宮市 健康増進課
生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	直営 委託	富士宮市 福祉総合相談課 (福)富士宮市社会福祉協議会

## 各福祉分野における相談支援機関の特徴

### [ I ] 高齢分野

#### ① 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

##### 包括的支援事業

(根拠法令等：介護保険法 第115条の45 第2項 第1号～第3号)

- |                         |
|-------------------------|
| 第1号：総合相談支援業務            |
| 第2号：権利擁護業務              |
| 第3号：包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 |

#### ② 富士宮市役所内主管

高齢介護支援課 地域包括ケア推進係

#### ③ 富士宮市における相談窓口・実施機関名（運営形態）

富士宮市高齢介護支援課 富士宮市地域包括支援センター（直営・委託）

#### ④ 介護保険制度による対象者（第1号被保険者：65歳以上）

支援対象		支援プラン作成機関	対象サービス	
介護認定	要介護1～5の認定者	居宅介護支援事業所	介護給付	
	要支援1～2の認定者	地域包括支援センター	予防給付	
	非該当		地域包括支援センター	総合事業
基本チェックリスト	サービス事業対象者	※1		
	非該当者	※2		
その他高齢者		※2		

サービス事業対象者とは、介護予防・日常生活支援総合事業利用者。

65歳以上のすべての高齢者については、一般介護予防事業のサービスの利用が可能。

一般介護予防事業には、介護予防のための体操教室・健康講座などがあります。

#### ⑤ 一般相談から個別支援までの流れ

各地域包括支援センターは、民生委員・児童委員や介護保険事業所などから提供される高齢者に関する様々な相談を受け止めて、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供を、緊急の対応又は専門的・継続的な関与が必要と判断した場合には、個別支援計画を作成します。内容によっては、各地域包括支援センターのみでなく基幹型地域包括支援センターである直営地域包括支援センターと連携して支援を行い、地域ケア会議につなぐ事例もあります。

富士宮市の地域ケア会議は「個別レベル」「生活圏域レベル」「市域レベル」に大別し、5つの機能（個別課題解決・ネットワーク構築・地域課題発見・地域づくり資源開発・政策形成）のいずれかに該当している場合は、該当する地域ケア会議を活用し検討内容を充実させています。

##### ●地域ケア個別会議

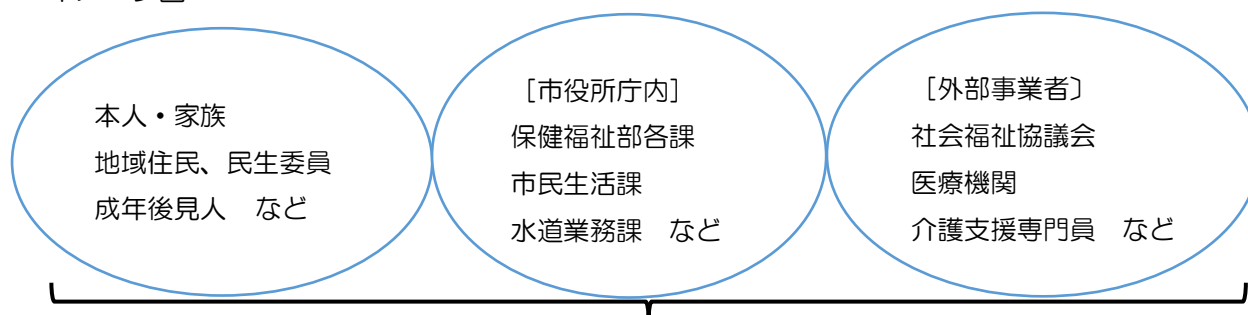
支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための個別事例について検討する会議。多機

関協働による支援内容の検討を行い、個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めることや、地域包括支援ネットワーク構築及び地域課題の把握につなげます。

●地域ケア推進会議

他の包括的支援事業と連動させながら、地域ケア個別会議により把握された地域課題の共有・検討等、地域づくりや政策形成により地域課題の解決につなげ、地域包括ケアシステムの深化に向けた施策の推進に市と地域包括支援センターが連携し取り組みます。

イメージ図



各団体・個人からの地域に住む高齢者の相談を受け止める。

地域型 包括	北部地域包括 支援センター	富士根地域 包括支援セ ンター	南部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	中部地域包括 支援センター
基幹型 包括	富士宮市地域包括支援センター（高齢介護支援課）				

関係機関への引継ぎや個別支援を行い、必要に応じて地域ケア会議で協議

地域ケア個別会議 (個別レベル)	地域ケア圏域会議 (生活圏域レベル)	地域ケア推進会議 (市域レベル)
個別地域ケア会議	生活支援・介護予防サービ ス体制整備第2層協議体	生活支援・介護予防サービ ス体制整備第1層協議体
ケアマネジメント検討会		認知症医療研究会
介護予防 ケアマネジメント検討会		権利擁護ネットワーク会議
スーパービジョン研修		地域包括支援センター連絡会
	見守り安心事業連携会議	
認知症初期集中支援チーム員会議	在宅医療・介護連携推進協議会	

⑥ 多機関協働につなぐ事例

- ・8050の家庭で80代の支援をしている際に、50代へ支援の必要性が生じた場合 など

⑦ アウトリーチが必要な人（制度の狭間、相談につながない人など）

- ・介護認定や基本チェックリストに該当せず日常生活課題を抱えている高齢者（別紙④※1・2）
- ・本人は困っていないが周辺が困っているゴミ屋敷等の事例。
- ・介護認定等の支援申請に繋がらない、ひきこもりや支援に抵抗のある高齢者 など

[ II ] 障がい分野

① 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

障害者相談支援事業

(根拠法令等：障害者総合支援法 第77条 第1項 第3号)

[ 第3号：障害者相談支援事業 ]

② 富士宮市役所内主管

障がい療育支援課 障がい支援係

③ 富士宮市における相談窓口・実施機関名

・基幹相談支援センター

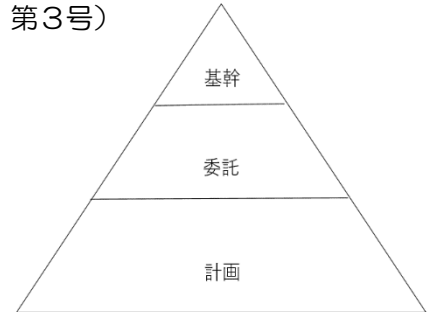
(福) 富士宮市社会福祉協議会

・障害福祉サービスや日常生活等様々な一般的な相談に応じる機関

障がい療育支援課、(福) 富士宮市社会福祉協議会、障がい者福祉センター小泉

・計画相談支援事業所

(特定相談支援事業所(市指定)：障害福祉サービス計画の作成・実施機関との調整)



④ 障がい者分野の制度による対象者(障害者総合支援法：18歳以上)

支援対象	支援プラン作成機関	対象サービス
身体障がい者：身体障害者手帳の交付を受けた者	(窓口) 富士宮市障がい療育支援課  (プラン作成) 特定相談支援事業所 (同上)	自立支援給付 介護給付 訓練等給付 相談支援 地域生活支援事業 児童発達支援療育等
知的障がい者：療育手帳所持者 (都道府県により定義が異なります)		
精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳所持者 (発達障害・精神通院医療を含み、診断に基づく審査)		
難病：政令で定める障がいの程度があります		
障がい児(児童福祉法：児童とは18歳未満)		

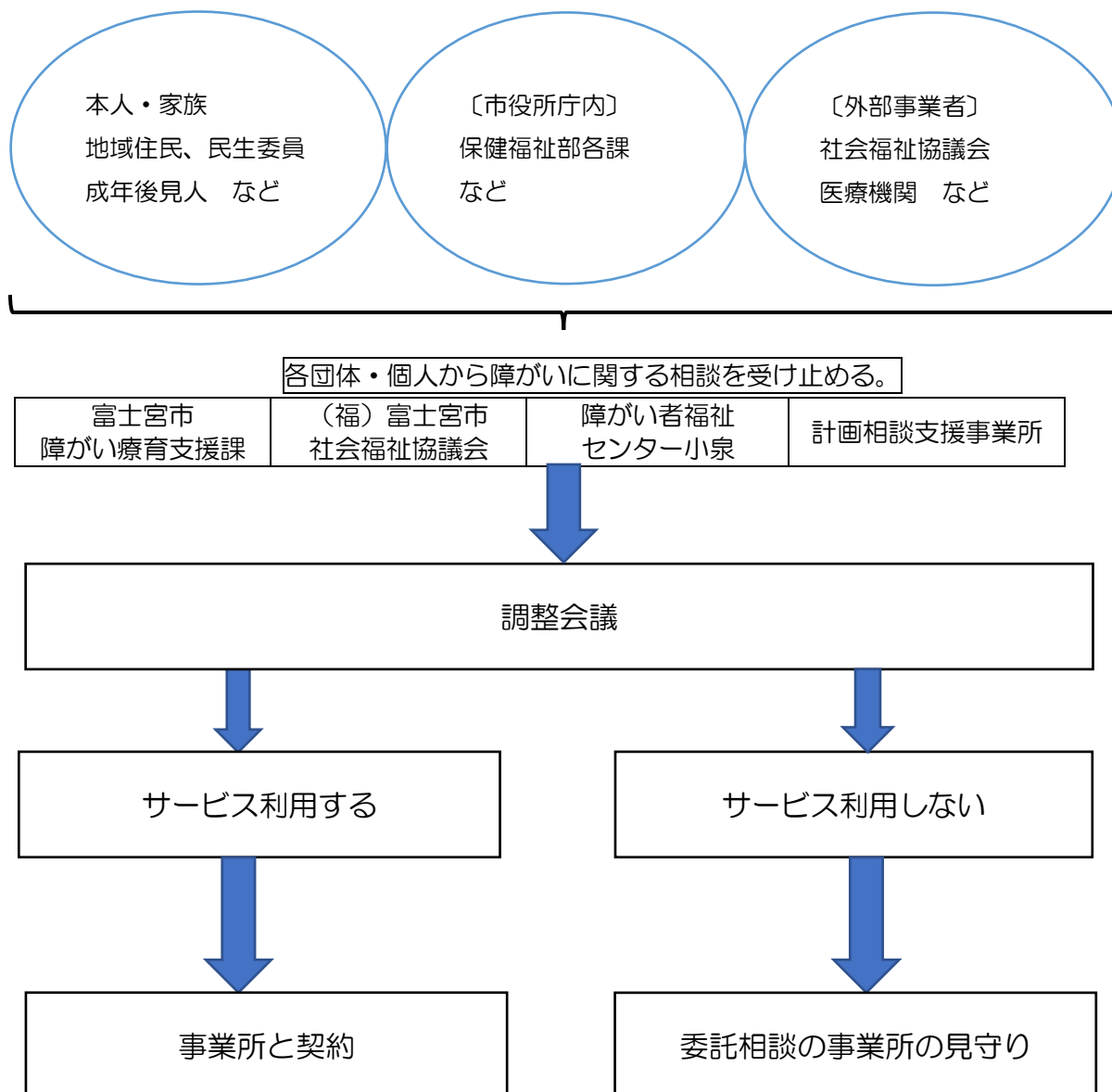
⑤ 一般相談から個別支援までの流れ

障がい療育支援課、委託の相談支援事業所は、各種障害者手帳を所持している者等の一般的な相談を受け止め、障害福祉サービスの案内や給付などの手続きに関して対応しています。また、手帳を所持していない者に対しても、必要に応じて関係機関を案内して支援につなげています。

一般相談から継続して支援が必要な方に対しては、障がい療育支援課が主体となり調整会議を開催し、担当事業所を決めて個別支援を行います。

個別支援の事例によっては、富士宮市地域自立支援協議会で事務局会議にあげ議論を行い、専門部会等を立ち上げ、課題解決に努めています。地域課題への支援を専門部会で取り組む中で、市政に反映させる必要がある案件に関しては事務局会議を経て、地域自立支援協議会で議論していきます。

イメージ図



⑥ 多機関協働につなぐ事例

- ・ 8050の家庭で50代の障がい支援をしている際の80代に対する支援の必要性が生じた場合
- ・ 障がいがかっかけとなり虐待が生じている世帯 など

⑦ アウトリーチが必要な人（制度の狭間、相談につながない人など）

- ・ 発達障害が疑われ日常生活に課題を抱えているが、認識がなく相談や受診に至らない人
- ・ 家族に偏見があり相談や受診に至らない人
- ・ 支援に繋げるための相談窓口や制度を知らない人
- ・ 脳血管障害等により、日常生活等に支援を要する状態にあるが、障害者手帳の交付に至らず、介護認定が非該当である第2号被保険者（40歳以上65歳未満） など



[ Ⅲ ] こども・子育て分野

① 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

利用者支援事業

(根拠法令等：子ども・子育て支援法 第59条 第1号)

[ 地域子ども・子育て支援事業 ]

② 富士宮市役所内主管

健康増進課 ・ こども未来課 ・ 保育支援課 ・ 社会教育課





③ 富士宮市における相談窓口・実施機関名 (運営形態)

窓口設置場所	運営形態	相談窓口・事業所名
富士宮市保健センター (こども家庭センター)	直営	富士宮市 健康増進課
富士宮市立児童館 らっこ (子育てコンシェルジュ)	直営	富士宮市 こども未来課
家庭児童相談室	直営	富士宮市 こども未来課
富士宮市青少年相談センター	直営	富士宮市 社会教育課

④ こども・子育て分野の制度による対象者

こどもとは、子ども・子育て支援法により18歳を迎えた3月31日までの者、児童福祉法により18歳未満の者が対象となります。保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

富士宮市こども・子育て分野に関わる各課の年齢帯

年齢	妊婦 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
健康増進課	 妊娠期からリスクを捉え、就園まで寄り添っていきます。
こども未来課	 18歳までの児童に寄り添っていきます。
社会教育課	 39歳までの市民に寄り添っていきます。
障がい療育支援課	 障がいを有する子どもの支援を行います。

◆ 富士宮市保健センター

支援対象等	実施内容
こども 保護者 妊婦 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から子育て期までの育児等に関する相談支援を実施します。</li> <li>・ 未就園児に関する支援を実施します。</li> <li>・ 特定妊婦*2、発育・発達について支援が必要な家族等への継続的な支援対応を行います。</li> </ul> <p>*2 出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</p>

◆ 富士宮市立児童館 らっこ

支援対象等	実施内容
こども 保護者 養育者	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てコンシェルジュが未就学児の子育てに関する相談支援を実施します。</li> <li>ファミリーサポートセンター事業による小学生以下の児童がいる世帯に対して、仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境を整備するための支援を実施します。</li> </ul>

◆ 家庭児童相談室

支援対象等	実施内容
こども 保護者・養育者	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援全般に係る実情把握、情報の提供や相談等への対応を行います。</li> <li>要支援児童及び要保護児童等への支援を行います。</li> </ul>

◆ 富士宮市青少年相談センター

支援対象等	実施内容
こども（小・中学校児童・生徒） 保護者・養育者 教職員 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学時に関する相談支援を実施します。</li> <li>適応指導教室の運営や学校訪問等を行い、学校教育支援活動を行います。</li> <li>学齢期の子どもに関する相談支援を行います。</li> </ul>

⑤ 一般相談から個別支援会議までの流れ

富士宮市保健センターでは、周産期から乳幼児期の親子に対する相談を受け止め、母子健康手帳の交付、赤ちゃん訪問、1歳6か月・3歳などの健康診断の実施や、もうすぐパパママ学級、親子の絆づくりプログラム、離乳食教室などの親子を対象にした様々な講座を開催しています。乳幼児健康診断が未受診である世帯にはアウトリーチを行い、事例によって個別支援及び要保護児童対策地域協議会へつなげています。

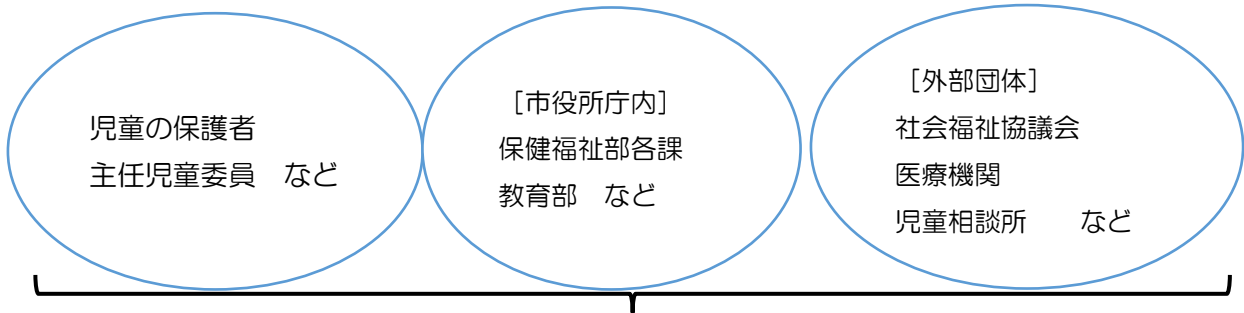
富士宮市立児童館では、子育てコンシェルジュを1人配置しており、子育て期においての相談を受け止め、相談者の子が通う場（保育園、地域子育てセンター、地域子育てサロン等）へアウトリーチを行い必要に応じて個別会議及び要保護児童対策地域協議会へつなげています。

家庭児童相談室は、こども・家庭に関する相談及び要保護児童等の相談を受け止めており、要保護児童対策地域協議会の対象となるケース世帯については、同協議会の実務者会議又は個別検討ケース会議を開催し、関係機関とともに児童虐待の予防・早期発見などに取り組み支援が必要な家庭への援助を行っています。

（特記事項）教育部との連携強化

ヤングケアラー問題では、教育部は対象児童の発見及び伴走型支援、保健福祉部は多機関協働及び支援プランの作成を行っています。一人の児童の支援に、教育部と保健福祉部が役割分担しながら対応するケースの増加が想定されるため、合同ケース会議などについて協議を行っています。

イメージ図



各団体・個人から子育てに関する相談を受け止める。

家庭児童相談室 (子ども家庭総合支援拠点) 内容：子ども家庭に関する相談	富士宮市立児童館らっこ (子育てコンシェルジュ) 内容：子ども家庭に関する相談	富士宮市保健センター (こども家庭センター) 内容：乳幼児健診・子育て講座
--------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------------------------

関係機関への引継ぎや個別相談の対応し必要に応じて会議を開催する。

要保護児童対策地域協議会

- 代表者会議  
※虐待問題への認識向上、実務者会議の環境づくり
- 実務者会議  
※個別案件の進捗管理、情報交換  
乳幼児部会 (健康増進課)  
学齢児部会 (こども未来課主体)
- 個別検討ケース会議  
※実務者会議で特化した支援が必要と判断した事例について支援方針を確立する

アウトリーチ

こども家庭センター型：乳幼児健診未受診  
基本型：通っている保育園等  
必要に応じて要保護児童対策地域協議会へ

⑥ 多機関協働につなぐ事例

- 虐待のリスクは下がったがこどもの障がいなど専門的支援が必要な世帯
- ヤングケアラー など

⑦ アウトリーチが必要な人 (制度の狭間、相談につながない人など)

- 医療機関から連絡があった妊婦
- 乳児検診 (4か月、10か月) の虐待項目にチェックがあったケース
- 未就園児
- 富士宮市に住民登録をしていないまま居住している妊産婦及び乳幼児 など

[ IV ] 生活困窮分野

- ① 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業  
 (根拠法令等：生活困窮者自立支援法 第11条 第1項)  
 [ 第1項 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨等 ]
- ② 富士宮市役所内主管  
 福祉総合相談課
- ③ 富士宮市における相談窓口・実施機関名(運営形態)  
 福祉総合相談課 富士宮市社会福祉協議会(委託)
- ④ 生活困窮分野の制度による対象者  
 経済的困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の問題、  
 多重債務、社会的孤立など生活全般に渡る様々な困りごとを抱えている人・世帯

生活困窮者自立相談支援事業の内容

支援種類	支援内容等	運営形態	実施機関等
自立相談支援事業	個別支援 支援プラン作成	委託	(福) 富士宮市社会福祉協議会
住居確保給付金の支給	家賃相当額の給付	直営	富士宮市 福祉総合相談課
家計改善支援事業	家計管理能力向上の支援	委託	(株) 東海道シグマ
就労準備支援事業	就職活動に向けた支援	委託	NPO 法人青少年就労支援 ネットワーク静岡
一時生活支援事業	宿泊場所・衣食の供与	委託	NPO 法人 POPOLO
認定就労訓練事業	就労の機会の提供	県認定	認定就労訓練事業所
子どもの学習・ 生活支援事業	学習支援や居場所づくり	委託	NPO 法人青少年就労支援 ネットワーク静岡

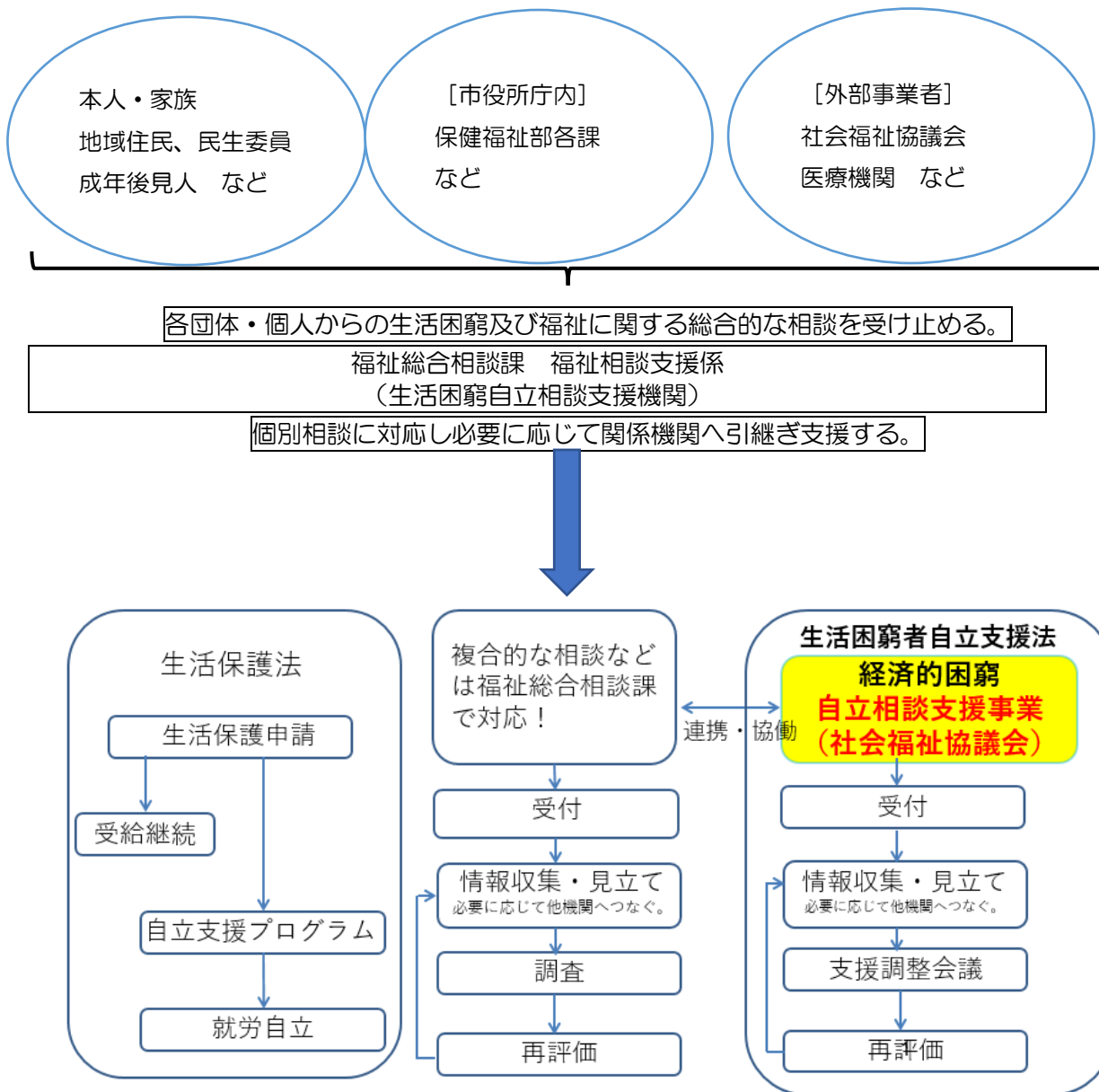
⑤ 一般相談から個別支援までの流れ

福祉総合相談課では、本人やその家族から生活困窮に関する相談や、他機関専門職(各地域包括支援センター・医療機関のソーシャルワーカー・警察等)からの複合的な問題を抱えた相談を受け止めています。

初期相談を行った中で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがあり生活困窮者自立支援事業の就労準備支援や家計改善支援等が必要な場合は、自立相談支援事業において自立支援プランを立て関係機関を招集して支援調整会議やケース検討会議を行い、本人の支援について検討していきます。

令和6年度からは、生活困窮者自立支援法と生活保護法の就労自立支援が連携して使用できる仕組みを確立します。

イメージ図



⑥ 多機関協働につなぐ事例

- ・親が就労を継続できず生活困窮状態で子どもは不登校の家庭
- ・7040世帯、8050世帯でひきこもり状態にある40代、50代への支援
- ・ゴミ屋敷状態の若年層 など

⑦ アウトリーチが必要な人（制度の狭間、相談につながない人など）

- ・ひきこもり状態や周りの人だけが困っている場合等で相談支援に関する同意が得られない人
- ・不登校で中学校を卒業した若者
- ・世帯員がそれぞれ問題を抱えているが解決する力がなく本人・家族が問題を認識していない世帯
- ・ホームレス
- ・精神疾患の疑いがあるも病識がなく医療サービスにつながない人 など

(2) 参加支援事業（第2号事業）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯のニーズ等に対応し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、あらゆる市民が役割を持てるような居場所や出番をつくる「参加」の機会を増やすため、市内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

#### 【現状】

- 高齢者分野では、地域住民が主体となって日常生活を活性化する「寄り合い処」や、一般介護予防事業のスロトレ等は、各自治会内に点在するようになりつつあります。また、「認知症カフェ」など、同じ課題を抱える人が集まったピアサポート的な事業も実施されています。
- 障がい分野では、障害者手帳を所持していなくても障害福祉サービスを利用できるケースが生まれ始めています。
- 子育て分野では、地域子育てサロンが市内20か所で行われていますが、通っていた母親が引き継ぐ等により世代交代が進められている地区と、人手不足で運営に苦慮している地区とあり、開催頻度などに差がある状況です。園庭開放は、周りの園児と一緒に遊ぶ場所であり、その保育園に通っていない人は利用するハードルが高いという課題があります。
- 生活困窮者の分野における子どもの学習支援や就労準備支援事業の実習場所として社会福祉関連事業所等との連携により公益的な活動が用意されてきていますが、対象者が中学生以降であるため幅広い年代への対応ができていません。また、富士宮市は面積が広く拠点が少ないため、送迎の負担が大きいことが懸念される状況です。
- 参加支援事業としての役割や機能を評価したとき、支援者の知識や技能、主催者同士の繋がりは属人的なものにとどまっている傾向にあります。
- 児童福祉法等でひきこもりの支援が可能であった子どもが成人になった際は従来の制度では対象外となるため、ひきこもりの年数が長期間にわたるほど実態把握が難しい現状があり潜在的な困りごとを抱える世帯への適切な支援に繋がりにくくなることが懸念されます。

#### 【施策・目標】

- ① 潜在的な課題を抱えている住民のニーズや各分野を超えたひきこもり等の件数を明らかにするため、アウトリーチでの実態調査を行います。
- ② 実態調査の結果、既存の制度では対応が難しい人が見つかった際には、高齢、障がい、児童という枠に縛られず多分野と交流できるものは支援につなげる体制を構築します。
- ③ 制度の狭間にある住民ニーズについては、社会福祉法人や地域協力事業所・者等に対して他者との交流機会や就労準備を行う機会となる受け入れ先を開拓し、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムを創出していきます。また、参加の機会を必要とする住民が希望する参加の場を利用できるように、その社会参加希望者・協力者との調整を行い、参加支援事業としての仕組みづくりを行っていきます。具体的には、交流できる分野の開拓⇒個別支援によるマッチング⇒多機関協働によりマッチング⇒受け入れ団体に対する補助等を予算化するといった、地域づくり支援やアウトリーチによる支援と連動できる体制

を目指していきます。

- ④ 重層的支援会議において、参加支援事業の利用が必要と判断されたとき、参加支援事業者は個別の支援プランを作成の上、本人や世帯が社会参加機会（資源）と関わりを持ち、自立した社会生活に繋がるように伴走型の支援及び受け入れ側に対する補助等の予算化について検討していきます。

#### 重層的支援体制整備事業における事業実施者

事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
参加支援事業	委託	(福) 富士宮市社会福祉協議会

#### 既存の社会参加支援資源

主な対象者	社会参加資源等	実施主体・場所
高齢者	地域寄り合い処・スロトレ等*3	地域住民等
	認知症カフェ	地域住民等（本人・キャラバンメイト、福祉事業所、家族会・介護経験者）
	就労場所	(公社) 富士宮市シルバー人材センター
障がい者	就労継続支援B型事業	市内B型事業所
子ども	おもちゃ病院	大富士交流センター (こども未来課主催)
	地域子育てサロン	(福) 富士宮市社会福祉協議会
	子育て世代包括支援センター各種講座	富士宮市 健康増進課
	園庭開放	市内全公立保育園
	地域子育て支援センター	(直営) おおみや、わんわんルーム西、にゃんにゃんルーム富士根 (子ども未来課) (委託) 笑和くらぶ、たち、のなかなかよし会
生活困窮者	生活困窮者等世帯の子どもの学習・生活支援事業	NPO 法人 青少年就労支援ネットワーク静岡

\*3 詳細については、「地域資源情報 生活支援体制整備事業」「一般介護予防事業の案内」に掲載をしています。

### (3) 地域づくりに向けた支援事業（第3号事業）

地域づくりに向けた支援事業は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ顔の見える関係性や気に掛け合う関係性が地域の中でうまれるよう促し、共に生きる力を育みます。さらに多様な地域づくりの担い手が出会い学びあうプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

また、居場所の整備とともに、各拠点において把握及び受け止めた課題を専門機関等につなぐ流れを整備することで、必要な相談や参加支援につないでいく体制を構築します。

#### 【現状】

- 社会福祉協議会の第4期地域福祉活動計画により、年2回の地区座談会を行い、地域課題に対する計画づくりと進捗管理が行われています。
- 高齢者分野では、第一層協議体が市内1か所、第二層協議体が7か所にでき、協議体ごとに生活支援コーディネーターを配置しています。現在、移動支援について力を入れるなど具体的な施策が動き始めていますが、地区社協との連動について課題があります。
- 障がい分野では、自立支援協議会が開催され、毎月行われる事務局会議において地域課題があげられ、必要に応じプロジェクトを立上げ議論する取組みが行われています。具体的には、就労定着プロジェクトを立上げ障害者の就労定着支援終了後のフォローアップにおける課題の検討等を行っています。
- 子ども分野では、未就園の子と保護者が自由に遊ぶことやお互いに交流できる場を市内7か所に開設していますが、予約制1日3枠の1枠5～6組と利用者が限られています。
- 生活困窮分野では、寺院で月に1回同じ悩みを抱えた人が情報共有できる場が提供されていますが、ピアサポートの他に就労に向けた訓練の場など多様な場づくりが求められます。
- 全体的に既存の法体系に基づく拠点づくりのため、世代や属性を超えた課題に対する支援先に繋がりにくく、社会的に孤立している人にとっては居場所への参加希望を抱いても参加機会に結びつかず伴走者不足の懸念があります。

#### 【施策・目標】

- ① 人と人、人と居場所がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう既に実施されている取組みを進めていき、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。
- ② 生活支援コーディネーターと協働する人材育成と、交流スペースや時間帯を工夫しながら多様な居場所づくりの取組みを検討していきます。
- ③ 福祉企画課が中心となって、地域福祉活動計画と高齢・障がい・子育て・生活困窮分野の団体との連携を構築します。具体的には、市の地域福祉計画の進捗確認プロジェクト会議の際に、社会福祉協議会の地域福祉活動計画での取組みを情報共有することで、地域のニーズを踏まえた上で各事業が課題解決に進むことができる体制整備を行います。



重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

福祉分野	事業名	運営形態	実施事業所名
高齢者	介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	直営	富士宮市 健康増進課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	直営 委託	富士宮市 福祉企画課 (福) 富士宮市社会福祉協議会
障がい者	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	委託	ふらっと、バンブー
子ども	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項) (子ども・子育て支援法第59条第9号)	直営	おおみや、わんわんルーム西、 にゃんにゃんルーム富士根
		委託	笑和くらぶ、たち、 のなか、なかよし会
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者就労準備支援等事業等実施要項)	委託	(福) 富士宮市社会福祉協議会

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号事業)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期に渡りひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けられるよう伴走型支援を行います。

【現状】

- 地域における人間関係の希薄化により独居高齢者やひきこもり世帯等の把握が難しく、施策を進める上で、まずは実態把握が必要です。
- 制度利用の要件や利用する前に本人の同意・申請を必要とすることが多く、支援開始にあたって同意を得ることができない場合や、相談支援の途中で専門機関との関わりが途切れてしまうことがあります。
- 本人が抱える課題が制度の狭間や複雑に絡み合っている状態が多く、一部のみに支援が集中し、適切な支援が行き届きにくい場合があります。

【施策・目標】

- ① 令和4年度に市保健福祉部内に設置した福祉計画進捗確認プロジェクトチームの中で、社会福祉協議会と連携して地域のニーズを吸い上げ、課題の優先順位を協議して実態把握や多機関連携等による解決に向けた取組みを段階的に進めていきます。
- ② 母子保健と児童福祉の一体的な対応ができる体制を目指すため、子ども家庭センターの設置及び体制について検討します。あわせて、地域子育て支援センターとの役割機能を整理し、子育てコンシェルジュと保健師等が行うアウトリーチの連携強化及び子育て施策の企画立案機能を強化し、支援の充実化を目指していきます。
- ③ 地域住民のつながりや、様々な関係支援機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見する入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握に努めます。

○ 重層的支援体制整備事業における事業実施者

事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	(福) 富士宮市社会福祉協議会

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に繋ぐ訪問事業・訪問調査事業等

福祉分野	事業名	運営形態	実施事業所名
高齢者	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	直営	富士宮市 健康増進課
	ケアマネージャー等による家庭訪問		地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
障がい者	相談員による自宅訪問	直営 委託	富士宮市 障がい療育支援課 (福) 富士宮市社会福祉協議会 障がい者福祉センター小泉
子ども	乳児家庭全戸訪問	直営	富士宮市 健康増進課
	健診未受診者訪問		
	要支援者訪問		
	養育支援訪問	委託	NPO 法人
ホームスタート事業			
生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業	委託	(福) 富士宮市社会福祉協議会

(5) 多機関協働事業（第5号事業）・支援プランの作成（第6号事業）

多機関協働事業は、包括的相談支援事業者等から繋がれた複数の支援関係機関の連携による支援を必要とする地域住民に対し、多機関が協働して支援の方向性や役割分担を検討していきます。多機関協働事業者は地域生活課題を解決するために支援プランを作成し、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援事業と一体的に進めていきます。

【現状】

- 平成18年度から福祉総合相談課（当初は介護障害支援課）に福祉に関する総合相談窓口を設置し、福祉総合相談課が中心となり、必要に応じて多機関との協働会議を開催してきました。
- しかしながら、複数の分野に関わる課題や複雑な世帯の課題、制度の狭間になる課題等の多様化してきている課題については、従来のような各福祉分野における相談支援機関の連携機能だけでは対応が難しく、課題解決に向けた支援の進捗状況等を把握し、適切な役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たす役割が曖昧で終結できない事例や支援が途切れてしまった事例があります。また、関係者間での会議体が法定化されていないことや、本人の同意が得られないため支援にあたって関係機関の間で情報の共有や連携を図ることができない事案があり、全体で進捗管理を共有して適切な支援につなげるような多機関連携が求められています。

【施策・目標】

- ① 福祉総合相談課が中核機関となり、多様な関係機関との連携やアウトリーチ・参加支援・地域づくり支援事業と連動させながら対応していきます。
  - ② 困難な事案が生じたときには、速やかに関係機関と連携を図り各福祉分野の相談支援機関が抱える課題を整理し、複合的・複雑化した課題に対する解決に向けた支援会議・重層的支援会議を開催し、支援プランを作成します。
  - ③ 毎年開催する地域福祉計画策定専門委員会の中で、多機関協働事業で取り扱った複合的・複雑的な案件や地域福祉ネットワークの広がり等を整理の上、重層的支援体制の理解促進や地域住民の抱える地域課題についての情報共有を行い、地域住民が主体的に関わる重層的な「地域力」の向上機会とします。
  - ④ なお、明らかになった地域課題等については、地域福祉計画や関連する計画等における包括的相談支援体制や地域づくり支援事業と連動させ新たな施策整備を目指していきます。
- 重層的支援体制整備事業における事業実施者

事業名	運営形態	相談窓口・事業所名
多機関協働事業	直営	富士宮市 福祉総合相談課

※「支援会議」

社会福祉法第106条の6に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報取扱いについては、本人同意を得て行う。

イメージ図

